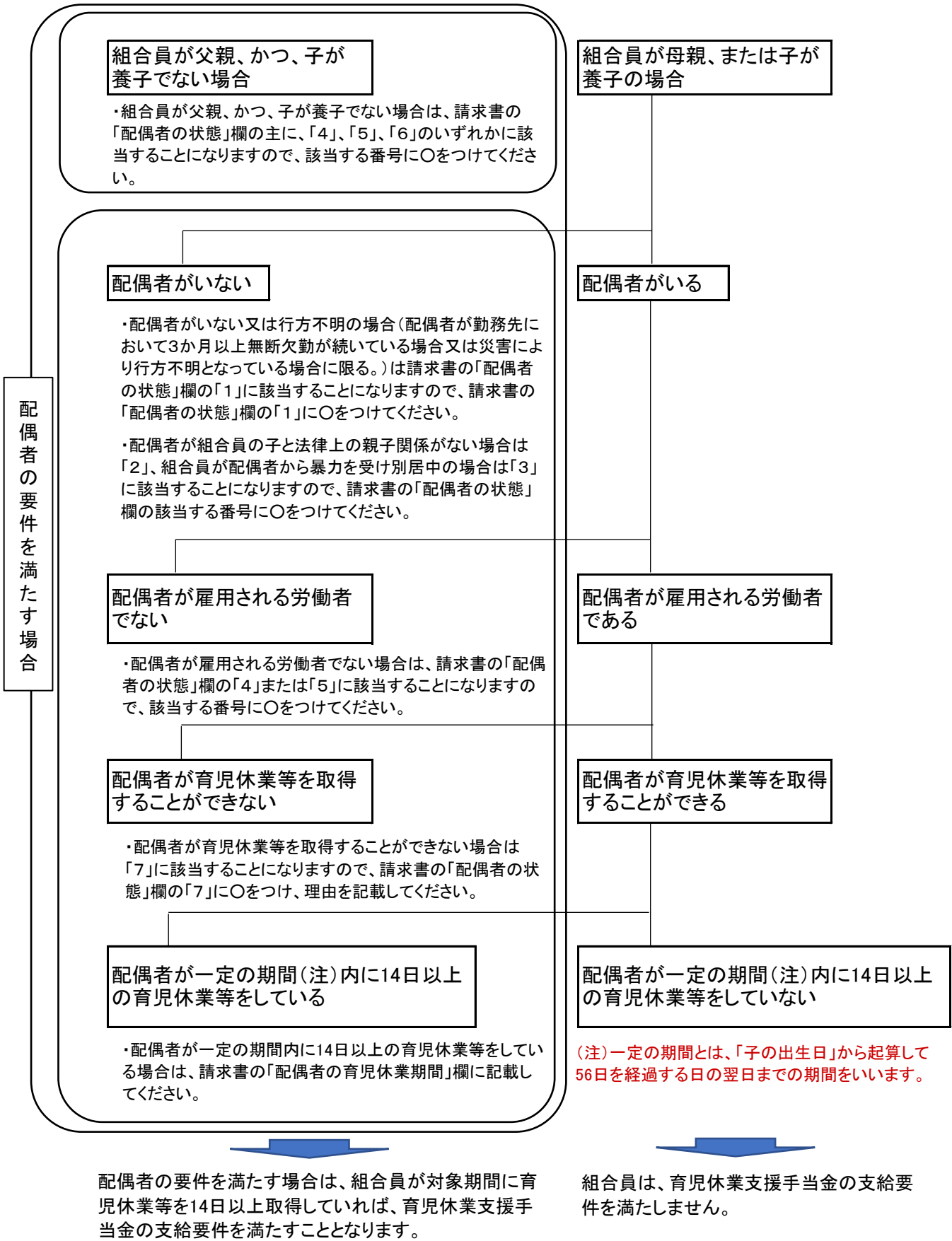


●育児休業支援手当金の支給要件の基本フローチャート

育児休業支援手当金の支給を受けるには、組合員が対象期間に育児休業等を14日以上取得している必要があり、かつ、以下「配偶者の要件を満たす場合」に該当する必要があります。



（注）一定の期間とは、「子の出生日」から起算して56日を経過する日の翌日までの期間をいいます。

※配偶者の要件を満たす場合には、別添の添付書類を必ず提出してください。